

問 1	権利関係
	民法総合

撤回に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 選択債権における選択権は相手方に対する意思表示によって行使するが、この意思表示は相手方の承諾がなくても撤回することができる。
- 2 契約又は法律の規定により当事者の一方が解除権を有するときは、その解除は相手方に対する意思表示によって行われ、この意思表示は撤回することができる。
- 3 相続の承認及び放棄は、相続の承認又は放棄をすべき期間内に限り、撤回することができる。
- 4 遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って、その遺言の全部又は一部を撤回することができる。

■■■ (正解) 4 ■■■

1 × 相手方の承諾を得なければ、撤回することができません

選択債権における選択権は、相手方に対する意思表示によって行使します（民法 407 条 1 項）。この意思表示は、相手方の承諾を得なければ、撤回することができません（同条 2 項）。なお、「選択債権」とは、債権の内容が、数個の給付の中から選択によって定まる債権のことをいいます（例：A が中古パソコン業者の B との間で「A 社製の中古パソコン甲か、L 社製の中古パソコン乙かいずれかを選択して 5 万円で購入する」契約を締結した場合において、A が取得する中古パソコンの引渡請求権）。

2 × 解除の意思表示は、撤回することができません

契約又は法律の規定により当事者の一方が解除権を有するときは、その解除は、相手方に対する意思表示によって行います（民法 540 条 1 項）。この意思表示は、撤回することができません（同条 2 項）。

3 × 相続の承認又は放棄をすべき期間内であっても、撤回不可

相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から 3 か月以内（相続の承認または放棄をすべき期間内）に、相続について、単純もしくは限定の承認または放棄をしなければなりません（民法 915 条 1 項本文）。この相続の承認および放棄は、たとえ相続の承認または放棄をすべき期間内であっても、撤回することができません（民法 919 条 1 項）。

4 ○

本肢のとおりです。遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って、その遺言の全部または一部を撤回することができます（民法 1022 条）。